

公益目的通報の調査結果（令和6年5月13日報告分）について（公表）

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

◇通報日 令和6年3月27日

◇通報形態 FAX

◇通報内容

三田市議会事務局の人事について、地方自治法第138条及び三田市議会事務局設置条例第3条によれば議長が任免権者であるにもかかわらず、実際には市長（市長部局）がその任免を行っており、議長は人事に何ら関与していない。

◇調査結果

1 事実認定

(1) 地方自治法138条5項は、都道府県議会の事務局の事務局長、書記長、書記その他の職員について、議長が任免する旨を定めている。

また、三田市議会事務局設置条例第3条も、事務局長、書記及びその他の職員について、議長が任免する旨を定めている。

(2) 次に、行政監察員が調査したところによれば、三田市議会事務局の人事については、次の手順で行われている事実が認められる。

①人事課が議会事務局にヒアリングを実施し、議長と協議の上、人事配置案を作成し、議長に提示する。

②議長は、①の人事配置案により、最終的な人事を決定する。

③議長は、異動当日、新たに着任した職員に対して辞令書を交付する。

2 判断

上記のとおり、三田市議会事務局の人事に関して、三田市の市長部局である人事課がヒアリングや人事配置案作成の業務を担っているものの、人事権の行使、すなわち当該人事配置案の検討及び最終的な決定並びに事務局長以下の職員の任免行為は、法令に則り、議長が行っている。

よって、本件通報にある「三田市議会事務局の人事について、市長（市長部局）がその任免を行っており、議長は人事に何ら関与していない」との指摘は、事実として認定することができない。

◇その他

① 調査結果を踏まえた市の見解と対応

今後も引き続き適正に事務を進める。

② 結果の公表等

議会提供、記者提供、ホームページで概要を公表